

PL Report <2012 No.12>

国内の PL 関連情報

自動ドアによる怪我に注意

(2013 年 1 月 31 日 独立行政法人 国民生活センター)

国民生活センターは、PIO-NET（＊）に寄せられた情報等をもとに、自動ドアで怪我をした事故と相談の内容についての事例を報告している。2007 年以降の相談件数は毎年 10 件～20 件程度で推移しており、2012 年度も報告の時点（2012 年 12 月 31 日）で 13 件に達している。

怪我の原因は自動ドアが閉まる際に挟まれての怪我、ドアが開かずにぶつかっての怪我の両方のケースが見られ、相談の内容も怪我をした被害者側からの治療費や謝罪の要求のみならず、怪我を負った人がドアの所有者・管理者からの修理代を請求されるなどの例も見られる。

＊PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。

ここがポイント

国民生活センターでは 1998 年 3 月に、「便利さのかげに思わぬ危険！自動ドアで重傷事故」という報告書を公表し、消費者に注意喚起を行うと共に、次のような自動ドアの問題点を挙げています。

- （１）安全基準がない。
- （２）関連業者が多岐にわたり「安全に作る責任」が誰にあるのか不明確になりがちである。
- （３）自動ドアの開閉速度やセンサーの検出範囲が不十分である。
- （４）枠付きの自動ドアのほとんどは鋭い割れ方をするフロート板ガラスで、自動ドアにぶつかってガラスが割れるとひどい怪我になりやすい。

この報告書が公表された時点では、自動ドアについての安全基準は、スライド、スイング、回転の各ドアが対象の「JIS A 1551:1995 自動ドア開閉装置の試験方法」が存在するのみでした。しかし、その後、2004 年 3 月に回転式自動ドアの死亡事故が発生したことなどもあり、2005 年には JIS A 4721 により自動回転ドアの安全性の規格が策定されると共に、全国自動ドア産業振興会が「スライド(横引き)式自動ドアの安全基準」を、更に 2010 年には「多重スライド(横引き)式自動ドアの安全基準」を発行しており、現在では上記のような問題点は大きく改善されつつあると考えられます。

しかし、現在においても人に危害を及ぼす事故の発生が続いていることを考えると、自動ドアの安全性に関するリスクが、社会的に許容される範囲内に低減されたと判断するには更に検討の余地があると考えます。本件に限らず、事業者が自社製品の安全性を確保するには次の 2 点について考慮する必要があるでしょう。

（１）リスクの評価

リスクの大きさは、危害の発生頻度と危害の程度の組み合わせにより評価されます。本件の場合、全国に設置された全ての自動ドア（全国自動ドア協会の資料によれば、毎年約 11～12 万台の自動ドアが国内向けに生産されている）の年間の開閉回数、ある

いは利用者の通過回数に対して、約 20 件/年の事故発生頻度は決して高いといえないでしょうし、報告されている怪我の程度も軽症とされていることから考えて、リスクは比較的低い範囲にあると考えられます。

一方、過去に大きな製品事故が発生すると、その後の調査や点検により、軽度ではあるが同種の事故が過去に発生していたり、事故発生の恐れがある状態のまま放置されていることが判明する事例があります。今回も、公表された（消費者から消費生活センターに訴えのあった）事故以外にも、報告されていない事故やヒヤリハット事例が存在する可能性は否定できません。

事業者は市場に流通している製品の監視を続け、不具合・事故情報を収集・分析する仕組みを構築すると共に、市場が製品に期待する安全性を考慮し、自社製品の安全性が確保されていると判断できるだけのリスク評価基準を策定する必要があります。

（２）法令・強制規格と社内基準

製品の安全性確保に関連法規や該当する規格を遵守することは必須の条件ですが、実際には本件のように、製品の販売・普及が先行し、事故発生を契機に行政主導の法令化や業界基準の導入がなされる例も多く見られます（例えばガス器具や家電製品の長期使用製品安全点検・表示制度）。

今後はさらに技術の急速な進歩や市場の要求の多様化（環境対応や省エネ等）に法令化・規格化が追いつかず、自社が新製品を開発する際には参照すべき法令や規格が存在しないケースが多くなる可能性があります。

このため、事業者は自らが、開発する製品に要求される安全性の程度を想定し、安全性を実現するための要求事項（仕様）と評価基準を設定し、リスクアセスメントによるリスク低減を図る、という一連のプロセスを確実に実施する必要があります。

国土省 衝突被害軽減ブレーキをバスにも義務化へ

（2013 年 1 月 31 日 交通新聞）

今後取り組むべき車両安全対策の諸課題については、国土交通省交通政策審議会による 2011 年 6 月の「今後の車両安全対策のあり方に関する報告」に基づき、「車両安全対策検討会」において検討が行われてきたが、2012 年 11 月 1 日開催の「平成 24 年度第 2 回車両安全対策検討会」において、「大型高速バスの事故防止には、衝突被害軽減ブレーキの義務化が必要」との方針で合意した。このため、国土交通省は関係する法令を改正し、本年 1 月 27 日に施行した。

衝突被害軽減ブレーキは、先行車と追突、又は追突の可能性が高いと判断した場合に自動的にブレーキを作動させ衝突時の速度を下げる装置。今回の改正により、車両総重量 12 t を超えるバスに対して（新型車：2014 年 11 月 1 日以降、継続生産車：2017 年 9 月 1 日以降）装着が義務付けられる。なお、すでに大型トラックやトレーラーへの同ブレーキ装備は義務化されている。

ここがポイント

衝突被害軽減ブレーキとは、制動装置に備える前方障害物との衝突による被害を軽減する装置であり、正式名称を「衝突被害軽減制動制御装置」といい、乗用車メーカー数社が CM などでブレーキを踏まなくても自動的に停車することを宣伝している装置と同様な機能をもった装置です。

国土交通省自動車局「自動車運送事業用自動車事故統計年報（平成 23 年）」によると、事業用バスにおける乗務員に起因する重大事故（死者・重傷者が生じた事故等）のうち 49 % が追突事故となっており、本装置の装着義務化は、追突事故における一定のリスク低減効果が期待できるものと考えられます。

一方で、このような新機能の装置が装着された車両が流通する場合、自動車運行事業者においては、「この装置によって事故がなくなるもしくは著しく減少する」というように装置の効果に過度の期待を持ち過ぎないよう留意する必要があります。新機能に対して使用者はその効果を過度に期待する傾向が有り、これは、例えばエアバック装着車両において、装置の展開条件以外の状況における事故であっても、「エアバッグが展開しなかった」などの苦情がいまだにあることから容易に想定できます。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（2012.03.12）別添 113 衝突被害軽減制動制御装置」では、

- ・本機能が「本装置搭載車の前方自動車」に対しての機能であること
- ・機能の発揮確認条件は乾燥平坦なアスファルト又はコンクリート舗装直線路であること
- ・ブレーキに関連する故障（ABSなど）が発生した場合は本装置の機能を停止することとしています。

事業者においては、本装置の基本性能は様々な条件（天候、路面状況、タイヤ、速度、制動距離、車両重量等）により影響を受けること、自転車やバイク、電柱などへの衝突防止機能ではないこと、故障などにより本装置の機能が停止する場合があることなど、あくまで一定の条件や限界のある中で衝突による被害を”軽減する”ための装置であることについて、使用者に正しく理解して使用してもらうよう、十分な情報提供等を行うことが重要です。

加えて、事業者は、使用者から得られた事故発生時等の本装置の動作状況などに関する情報を検証し本装置の性能改善に活かすとともに、本装置のレーダー機能を阻害するような社外オプション部品の販売がないか等市場の状況を注視し、それらの情報を使用者に提供するなど、本装置に想定された効果が適切に発揮されるよう、継続的な取組みが必要と考えられます。

真空パック食品の常温保存リスクについて

（2012 年 11 月 20 日 日本経済新聞電子版）

真空パック詰めの惣菜などを、レトルト食品と混同して常温保存するとボツリヌス菌が繁殖する恐れがあるとして、厚生労働省は 20 日までに、注意喚起のためのリーフレットを作成し、自治体を通じて配布する。「最強の自然毒素」といわれるボツリヌス菌は、酸素が少ない密封状態だと繁殖しやすく、食中毒を起こすと麻痺や呼吸困難の症状が出る。

カレーなどのレトルト食品の場合は、菌を死滅させるため「120℃で 4 分以上の加熱」などが義務付けられており常温で保存できる。一方、真空パック詰め食品は、密封式の包装形態がレトルトと似ており、本来は要冷蔵なのに常温保存できると誤解されることがあるという。

厚生省は、真空パック詰め食品もレトルト食品と同様の基準で加熱したり、包装の目立つところに「要冷蔵」と記載する等、製造業者に要請している。

ここがポイント

ボツリヌス菌による食中毒事故は過去 12 年間に 4 件発生しており、件数は少ないものの、当該菌が産生した毒素により重症もしくは死亡に至るケースがあります。当該菌は、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌等のように 100℃以下では殺菌されず、120℃で 4 分以上の加熱を要します。一方、他の食中毒菌と同様に低温では増殖や毒素の産生を休止するので、原材料や加熱を施さない食品の場合は、低温保管が原則となり、こういった注意点について厚生労働省のリーフレットで指摘されています。

一方、厚生労働省作成のリーフレットの注意事項の他に、ボツリヌス菌対策を踏まえ、加工食品の設計上の観点からの留意点として、次の点があげられます。

①120℃での加熱殺菌を施す場合は、包装資材の耐久性にも留意する必要があります。レトルト仕様の包装資材であっても、高温長時間の加熱や油分により溶出量の変動することから、包装資材の製品安全データシートの入手の他に、自社製品の加熱温度／時間による当該資材の耐熱性を検証しておくことが重要です。この場合、食品に見立てた溶媒を包装資材に封入し、加熱処理後に溶出した成分を化学分析することで確認できます。

②昨今では、アルコール製剤等の防菌剤添付や窒素などの不活性ガス置換包装により、常温で長期保存可能な食品も市販されていますが、120℃の加熱殺菌を施さず常温流通する場合は、様々な要因で製品の物性値が変動することから、賞味期限の1.5倍程度の長期保存試験により、下記に示した当該菌の生育条件に移行していないことを確認することが重要です。

- ・低酸素（包装資材の酸素透過性、食品自体の酸化、細菌類の発酵等に起因した変動）
- ・pH4.6～9.6（細菌類の代謝等に起因した変動）
- ・水分活性0.94以上（包装資材の水分透過性、水分移動等に起因した変動）

なお、真空パックや長期保存製品以外にも、一般的な脱酸素剤を添付／封入した加工食品も同様に低酸素状態となり、製品の水分活性等の諸条件によっては当該菌が繁殖するリスクがあることから、加工食品を常温流通する場合は長期保存テストを踏まえた上での製品化が望まれます。

海外の PL 関連情報

EC が製品安全と市場監視強化に向けた政策パッケージを公表

EC（欧州委員会）は、本年2月13日、EU（欧州連合）域内における製品安全を強化するための総合的な政策パッケージを採択した※。本パッケージは、製品安全に関する新たな規制とEU全域における統一的な市場監視の強化を図るものであり、今後、欧州議会及び関連委員会の承認を経て、2015年にも施行される予定である。

※ECによるリリース文等を参照。

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-111_en.htm

ここがポイント

今回ECが採択した本政策パッケージにおける柱の一つは、問題製品の迅速なリコール対応などを狙い、製品のトレーサビリティ強化に関する新たな規制の導入であり、今回の提案では、市場に出されるすべての製品に原産国、製造者の名称・住所をラベル等により表示することが義務付けられるとともに、型式番号やシリアルナンバーなど製品を特定するための要素の付与が求められています。さらには、製品の販売者においても、自社の取り扱う製品について法令に則り製品へのラベリングが実施されていることの確認など、製造者や輸入業者の法令遵守状況のチェックが求められています。

一方、本政策パッケージのもう一つの柱である市場監視については、加盟各国間での市場監視面での連携の一層の強化のため、市場監視のルールや手順の共通化や市場監視に係る情報の積極的な共有などを図るとしており、その一環として、RAPEXシステム（EU域内の非食品・非医薬の事故・リコール製品等に関する情報公開システム）についても見直しを図るとしています。

今回提案された政策パッケージは、具体的に実施される政策の細部までは必ずしも明らかではなく、また、今後欧州議会等での承認も必要であることから、流動的な面はありますが、ECが製品安全に関し政策面の強化を進めていることの表れであり、その動向には留意が必要です。

米国：複数の州が消費者用製品の化学物質規制を検討

米国における州レベルの環境および健康に関する団体の連合組織である Safer States（以下、「同連合」という。）は、本年1月23日、2013年中に米国全体で複数の州が有害な化学物質について規制する政策を検討しているとの分析結果を公表した。

同連合によると、過去10年間に19州において化学物質の安全に関して93の政策が採択されたが、2013年はさらにその動きが強まり、少なくとも26州において化学物質の規制強化に係る立法や政策変更が予想されるとしている。

ここがポイント

同連合は、化学物質に関する州レベルの規制強化の背景には、連邦レベルでの有害な化学物質に対する規制取組が不十分であり問題があるためとし、その一例として、連邦レベルの有害物質規制法（TSCA: Toxic Substance Control Act）が制定以来37年が経過し全く不十分なものとなっており、製品に使用される化学物質について基本的な健康や安全性に関するデータでさえ要求されていないことや、2011年に上院議員の Frank Lautenberg が提出した TSCA 改革のための法案も成立しなかったことを指摘しています。

同連合では、化学物質規制において州レベルの動きが今後も重要な位置を占めるとし、2013年における州レベルで予想される政策変更として、次のような点をあげています。

- ・ 子供用製品や家具における有害な燃焼防止物質の使用禁止（少なくとも15州が検討）
- ・ 消費者用製品に使用される化学物質について開示規制の強化（少なくとも14州が検討）
- ・ 環境ホルモン的一种とされるビスフェノール A（BPA: Bisphenol A）の幼児用製品やレシート用紙への使用制限や表示義務（少なくとも15州が検討）

なお、同連合は環境保護支持者、医師、看護師など、環境・健康志向の強い市民を中心とする団体であり、実際の政策は関連産業も含めた様々な主張とのバランスの中で決定されるものと考えられ、同連合の予想がどこまで実現するかは未知数の部分がありますが、米国の特に州レベルにおいて、環境への影響ばかりでなく消費者用製品への化学物質使用による人体への影響という視点から、規制強化を求める動きが強まっている点については、引続き留意する必要があると考えられます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013